



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1068	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
1069	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	1
1070	〃	( 〃 ).....	2
1071	〃	( 〃 ).....	2
1072	〃	( 〃 ).....	2
1073	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	2
1074	〃	( 〃 ).....	3
1075	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課).....	3
1076	昭和51年和歌山県告示第723号(漁業災害補償法の規定による区域等の設定等)の一部改正	( 〃 ).....	3
1077	昭和57年和歌山県告示第1099号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	( 〃 ).....	4
1078	平成23年和歌山県告示第685号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	( 〃 ).....	4
1079	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1080	道路の供用開始	( 〃 ).....	5
1081	道路の区域変更	( 〃 ).....	5
1082	道路の供用開始	( 〃 ).....	6
1083	道路の区域変更	( 〃 ).....	6
1084	道路の供用開始	( 〃 ).....	6

### ○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	6
--	---------------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1068号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3019900012	串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町サング台783-7	行動援護	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町サング台783-7	平成29.8.31

### 和歌山県告示第1069号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡広川町大字上中野字馬上205の1（次の図に示す部分に限る。）、205の6、205の7
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1070号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町佐田字定庄谷東平ラ1103の15
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第1071号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町一雨字北山谷440の2、446の2、明神字池田385の2、字柳川谷470の2、川口字船戸470の3、月野瀬字岩井谷995の2、996の2、997の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第1072号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町古田字市谷359の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 和歌山県告示第1073号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1074号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1075号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区	御坊市塩屋町南塩屋に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	南塩屋一本釣

和歌山県告示第1076号

昭和51年和歌山県告示第723号(漁業災害補償法による区域等の設定等)の一部を次のように改正する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称

太地町漁業協同組合及び宇久井漁業協同組合の地区	定置漁業（小型定置漁業を除く。）	南紀第2
-------------------------	------------------	------

**和歌山県告示第1077号**

昭和57年和歌山県告示第1099号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町檜野又は田原に住所又は根拠地を有する者が行う定置漁業（小型定置網漁業を除く。）	南紀第4

**和歌山県告示第1078号**

平成23年和歌山県告示第685号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山北漁業協同組合の地区	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業	田野浦底びき網
	和歌山市田野に住所又は根拠地を有する者が行う漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち田野浦底びき網加入区の区分に属さない漁業	田野浦その他
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町出雲又は潮岬に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	出雲・上野棒受網
	東牟婁郡串本町田並又は和深に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業	田並・和深棒受網
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち串本棒受網、串本曳縄、串本一本釣、串本刺網、橋杭棒受網、橋杭曳縄、橋杭一本釣、出雲曳縄、出雲一本釣、田並曳縄、和深曳縄、和深一本釣、上野一本釣、串本小型定置、出雲・上野棒受網、田並・和深棒受網、浦神刺網、浦神一本釣、浦神棒受網、須江棒受網、南紀第1、南紀第4、須江曳縄、下田原刺網及び有田一本釣加入区の区分に属さない漁業	和歌山東漁業協同組合その他

**和歌山県告示第1079号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泉佐野打田線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市神通字稲尾207番1地内	新	8.60 } 9.38	75.30	

**和歌山県告示第1080号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 泉佐野打田線
- 供用開始の区間 紀の川市神通字稲尾207番1地内
- 供用開始の期日 平成29年8月18日

**和歌山県告示第1081号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市龍神村柳瀬字虎ヶ峯1411番8地先から同市龍神村柳瀬字菖蒲谷1362番1地先まで	旧	7.00 } 19.50	153.80	
同上	新	8.70 } 19.50	153.80	

## 和歌山県告示第1082号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市龍神村柳瀬字虎ヶ峯1411番8地先から同市龍神村柳瀬字菖蒲谷1362番1地先まで

供用開始の期日 平成29年8月18日

## 和歌山県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩田保呂線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町生馬字十林322番6地先から同町生馬字山王1403番3地先まで	旧	4.40 } 34.10	292.10	
同上	新	10.00 } 41.60	297.30	

## 和歌山県告示第1084号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩田保呂線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字十林3222番6地先から同町生馬字山王1403番3地先まで

供用開始の期日 平成29年8月18日

## 公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

九度山町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年8月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
九度山都市計画公園（3・3・1号安田島公園）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課